

岩手県医療局管理規程第 16 号

医療局財務規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成 19 年 6 月 29 日

岩手県医療局長 法 貴 敬

医療局財務規程の一部を改正する規程

医療局財務規程（昭和 51 年岩手県医療局管理規程第 6 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>(3) [略]</p>	<p>(入札保証金の免除)</p> <p>第184条 契約担当者は、次に掲げる場合においては、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。</p> <p>(1) [略]</p> <p><u>(2) 一般競争入札に参加しようとする者が、契約担当者が</u> <u>確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。第185条第1項、第204条第1項並びに第218条第1項及び第4項において同じ。）又は公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社（以下「保証事業会社」という。）と第204条第1項第2号の保証の予約をしたとき。</u></p> <p>(3) [略]</p> <p>(4) [略]</p>
<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第185条 政令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、<u>第218条第1項に規定する有価証券とする。</u></p>	<p>(入札保証金に代わる担保)</p> <p>第185条 政令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供させることができる担保は、<u>次に掲げるものとする。</u></p> <p><u>(1) 第218条第1項各号に掲げる有価証券</u></p> <p><u>(2) 契約担当者が確実と認める金融機関の保証</u></p> <p><u>2 前項第2号に規定する保証を入札保証金に代わる担保とする場合における当該担保の価値は、その保証する金額とする。</u></p>
<p>(入札)</p> <p>第192条 契約担当者は、入札しようとする者には、指定の日時及び場所に出頭させ、入札保証金を納付させてから入札させなければならない。</p>	<p>(入札)</p> <p>第192条 契約担当者は、入札しようとする者には、指定の日時及び場所に出頭させ、入札保証金を納付させてから入札させなければならない。</p> <p><u>2 契約担当者は、前項の規定にかかわらず、契約担当者の使用に係る電子計算機と入札しようとする者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法により入札させることができる。この場合において、契約担当者が指定する日時までに入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を契約担当者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録させなければならない。</u></p>

2 [略]

3 [略]

4 [略]

(契約保証金に代わる担保)

第204条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の担保は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 契約当事者が确实と認める金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。第218条第1項において同じ。)又は公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社の保証

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(契約保証金に代わる担保)

第204条 政令第167条の16第2項において準用する政令第167条の7第2項の担保は、次に掲げるものとする。

(1) [略]

(2) 契約当事者が确实と認める金融機関又は保証事業会社の保証

2 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

1 この規程は、平成19年7月1日から施行する。

2 この規程による改正後の医療局財務規程第184条第2号及び第185条の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に行われる公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約について適用し、施行日前において行われた公告その他の契約の申込みの誘引に係る契約で施行日以後に締結されるものについては、なお従前の例による。